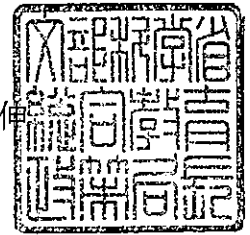


各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国公立大学法人学長

殿

文部科学省総合教育政策局長

浅田 和伸



(印影印刷)

平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果の取扱い
及び調査結果の活用について（通知）

平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査（以下「本調査」という。）の結果については、「平成31年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成30年12月14日文部科学事務次官決定。以下「平成31年度調査実施要領」という。）に基づき、令和元年7月31日に公表いたしました。

本調査の結果については、実施要領に基づき、適切に取り扱う必要があります。また、本調査の結果は、各教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人、学校設置会社及び学校（以下「各教育委員会、学校等」という。）において十分に活用され、教育施策の成果と課題の検証・改善や学校における教育指導の改善等に役立てられることが重要です。

本調査の結果の取扱い及び活用に関する留意事項は下記のとおりですので、各教育委員会、学校等におかれては、適切な対応をお願いいたします。

都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては関係する所管の学校に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人学長におかれては関係する附属学校に対して、本通知の内容について指導、助言及び周知をお願いいたします。都道府県知事におかれては関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本通知の内容について十分周知をお願いいたします。

記

I. 調査結果の取扱いについて

本調査の結果の取扱いについては、平成31年度調査実施要領に基づき、適切に行うこと。これまでの全国学力・学習状況調査の結果についても、当該年度の実施要領に基づき、引き続き取り扱うこと。

II. 調査結果の活用について

1. 基本的な考え方

各教育委員会、学校等においては、調査結果を十分活用して、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること、また、学校における教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることが重要であること。

なお、文部科学省としては、調査結果を活用した取組を支援するため、別添に示す取組を行っており、各教育委員会、学校等において積極的に御活用いただきたいこと。

2. 調査結果の分析・検証

(1) 教科に関する調査の結果の分析・検証

児童生徒の学力の状況や課題等を的確に把握・検証するため、①教科ごとの平均正答数、平均正答率、中央値等の数値データによる分析だけではなく、②児童生徒の正答数の分布の形状等から全体的な状況を把握・検証したり、③問題別の結果から学習指導要領の領域や評価の観点、問題形式ごとの正答や無解答の状況を分析したり、④解答類型別の結果から個々の問題における誤答や無解答の状況を分析したり、⑤これまでの調査の結果の状況や地方公共団体における独自の調査の結果等と比較分析したりするなど、それぞれの状況に即し、多面的な分析を行い、指導上の課題等を明らかにすること。

(2) 質問紙調査の結果の分析・検証

児童生徒及び学校に対する質問紙調査の結果の分析・検証により、児童生徒の学習意欲・学習環境・生活習慣等や学校の指導方法に関する取組、教育条件の整備の状況等の具体的な状況を把握・検証するとともに、これらの状況と学力との関係について分析を行ったり、学力や学習状況等の調査の結果を組み合わせることで各教育委員会、学校等における全体的な特徴を把握・分析したりすることなどにより、教育や教育施策の成果、取り組むべき課題等を明らかにすること。

3. 学校における改善に向けた取組の推進

(1) 各学校においては、調査結果の分析・検証の結果を踏まえ、指導計画等に適切に反映させるなど、教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと。また、その際には、調査対象の学年や教科だけではなく、全学年、全教科等を対象として、学校の教育活動

全体を見渡した幅広い観点から取り組むべき課題や、その改善に向けた取組について検討すること。

(2) 具体的には、教育指導等の改善に向けて次の事項について取り組むことが考えられること。

ア 平成 29 年 3 月に公示された小学校及び中学校の新学習指導要領の趣旨を踏まえ、習得・活用・探究という学びの過程全体を見渡しなが、児童生徒の資質・能力を育成するため、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図ること。その際、各教科等の特質に応じて、具体的な学習内容、単元や題材などの構成、学習の場面等に応じた指導方法について研究を重ね、適切な指導方法を選択しながら、工夫して実践すること。

また、調査結果における学校と児童生徒の回答状況を比較すると、学校が指導を行ったと考えていても、そのように受け取っていない児童生徒が一定の割合で存在することにも留意すること。

イ 習熟度別学習や少人数学習、発展的な学習、補充的な学習などの学習活動を取り入れることにより、個に応じた指導を適切に実施したり、家庭学習の課題を適切に与えたりするなど具体的な指導内容や指導方法等の改善に向けた取組を行うこと。特に、課題が見られた児童生徒に対しては、学習状況の改善や学習意欲の向上につなげていくという観点を十分考慮しながら、それぞれの課題に応じて、補充学習等の教育指導を適切に行うことなどにより、学力の定着に努めること。

ウ 保護者や地域等の理解と協力の下に十分に連携をとりながら、家庭における学習習慣や生活習慣等の改善に向けた取組を行うこと。

エ 課題の見られた点を中心に、教職員の指導力の向上、指導内容や指導方法等の改善を図るため、校内研修等を適切に実施すること。また、調査結果の分析・検証の結果については、学校全体で共有し、調査実施学年以外の学年や調査実施教科以外の教科等の指導改善等にも活用すること。

オ 同一校区内の小学校と中学校において課題を共有して改善に取り組むなど、十分に連携をとりながら取組を行うこと。

4. 教育委員会における改善に向けた取組の推進

(1) 各教育委員会においては、調査結果の分析・検証の結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、改善計画等の作成を行うことなどにより、域内の教育や教育施策の改善に向けて総合的かつ計画的な取組を進めること。

(2) 各教育委員会においては、改善計画等に基づき、具体的には、次の事項について取り組むことが考えられること。

ア 学校における具体的な改善の計画や取組に対し、学校の状況に応じて、必要な指導、助言や支援等を行うこと。その際、特に課題が見られる学校における改善の取組を促すとともに、積極的に支援すること。

イ 指導内容や指導方法等の改善を推進するため、指導資料や教材の作成、教職員研修の実施や授業研究等への支援、教職員や非常勤講師の配置等への配慮など、教育

施策の改善に適切に反映させること。

ウ 優れた取組を行っている学校等の事例や調査結果の分析・検証手法等の周知に努めるなど、域内における教育指導や家庭における学習習慣・生活習慣等の改善に向けた取組を推進すること。

5. 教育に関する検証改善サイクルの確立

各教育委員会、学校等においては、上記の取組等を通じて、保護者等への説明責任を適切に果たしつつ、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することが求められること。そのため、調査結果の分析・検証の結果を踏まえた改善の取組については、域内全体や学校ごとの教育や教育施策に適切に反映させるとともに、教育委員会や域内の学校の教職員等が情報を適切に共有しながら取り組むことが重要であること。

また、調査結果を活用した取組の成果を踏まえ、改善計画等の必要な見直しを行うなど継続的な検証改善サイクルの確立に向けた取組を進めることが重要であること。

6. 中学校の英語のうち、「話すこと」に関する問題の実施にかかる特例的な措置等に伴う対応

今年度の中学校の英語「話すこと」調査は、初めて各学校のPC端末を活用した音声録音方式で実施したため、各学校のICT環境によっては、特例的な措置に基づき「話すこと」調査を実施しなかったり、また、調査を実施した場合においても、PC端末の不具合等に伴う音声データの欠損等が生じたりしたことについては、今後の課題と認識している。新学習指導要領では、5領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り]」「話すこと[発表]」「書くこと」）をバランスよく育成することを目標としており、今後の英語教育の充実のためにも、公開されている「話すこと」調査問題動画や解説資料等を当該生徒の指導において活用すること。

別添 文部科学省における全国学力・学習状況調査結果の活用に係る平成31年度（令和元年度）の取組

参考資料 平成31年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（抜粋）

（参考）「全国的な学力調査（全国学力・学習状況調査）」のホームページ
（文部科学省ウェブサイト）

URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/index.htm

「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査 報告書・調査結果資料」
のホームページ（国立教育政策研究所ウェブサイト）

URL <http://www.nier.go.jp/19chousakekkahoukoku/index.html>

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話 03-5253-4111（代表）内線 3726

文部科学省における全国学力・学習状況調査結果の活用に係る
平成 31 年度（令和元年度）の取組

1. 調査結果の分析・検証や教育指導等の改善の取組に資する資料の作成・配布等
 - (1) 調査問題の出題の趣旨や学習指導に当たっての参考事項などを示した「平成 31 年度全国学力・学習状況調査 解説資料」（平成 31 年 4 月国立教育政策研究所教育課程研究センター）を作成し、各教育委員会、学校等に配付した。
 - (2) 設問ごとに全国的な分析結果や指導改善のポイント等を示した「平成 31 年度全国学力・学習状況調査 報告書」（令和元年 7 月文部科学省・国立教育政策研究所）等を作成し、公表した（国立教育政策研究所のウェブサイトに掲載）。冊子については、本年 9 月下旬から各教育委員会、学校等に配付予定。
 - (3) 調査で課題が見られた事項について、授業の改善・充実を図る際の参考となるよう、授業のアイデアの一例をまとめたパンフレット「授業アイデア例」（国立教育政策研究所）を作成し、公表した（国立教育政策研究所のウェブサイトに掲載）。冊子については、本年 10 月下旬頃から各教育委員会、学校等に配付予定。
2. 本調査の結果を踏まえた学習指導の改善・充実に向けた説明会の開催
本調査の結果を踏まえた学習指導の改善・充実を図る際の参考となるよう、調査問題の趣旨、調査結果の概要、調査結果を踏まえた学習指導に当たってのポイント等についての説明を行う説明会を、本年 8 月 22 日に東京、8 月 27 日に北九州で開催する。また、都道府県教育委員会等の要請に応じて助言を行うため、国立教育政策研究所の学力調査官等を派遣する。
3. 本調査結果を踏まえた追加分析
児童生徒の学力や学習状況を把握し、教育施策や指導の改善を図るとともに、児童生徒の学習状況の改善に役立てるため、大学等の研究機関の専門的な知見を活用した高度な分析に関する調査研究を実施し、各教育委員会等に周知する。また、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた、授業改善や指導の充実など学力向上のための実践研究を実施し、その成果の普及を図る。
【平成 31 年度（令和元年度）専門的な課題分析に関する調査研究テーマ】
 - ・学校の ICT 環境を活用した CBT に求められる諸条件等の調査研究（市場調査）
 - ・平成 31 年度全国学力・学習状況調査の結果を活用した英語に関する調査研究
4. 国立教育政策研究所が行う研究指定校事業における研究
国立教育政策研究所が行う研究指定校事業において、学習指導要領の実施状況及びこれまでの全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて各教科で児童生徒の課題と考えられる領域等に係る指導法等の工夫改善についての研究を行う。
5. 教職員の配置
都道府県教育委員会が、域内の学校の学力定着の状況を踏まえ、補充学習や習熟度別指導などの取組を行うために人的措置を講じようとする場合、都道府県教育委員会からの申請に基づき、教職員の加配措置等の必要な支援を行う。

平成31年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（抜粋）

(平成30年12月14日 文部科学事務次官決定)

IV. 本体調査

8. 調査結果の取扱い

(前略) また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、以下のような調査結果を活用した取組を進めることができる。

(ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の正答数、解答類型等の解答状況及び学校質問紙の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校IDごとに、各教科の平均正答数等の解答状況及び学校質問紙の回答状況を一覧にしたもの）について、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

①児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること

②その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(ウ) 各教育委員会においては、平成32年度以降、小学校調査と中学校調査の結果の関係についての継続的な把握・分析結果を踏まえた、教育施策の改善・充実に取り組むことができる。

(エ) 文部科学省においては、(イ)のいずれかの方法により学校間での情報共有を図った学校について、平成32年度の中学校調査の実施の際に生徒が平成29年度に受けた小学校調査の個人票コードを回収することにより、同一児童生徒に関する小学校調査と中学校調査の結果の関係についての分析を行い、関係教育委員会及び学校に対し、分析結果を提供することとする。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表(市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。)を行うことは可能であること。
なお、個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法(例えば、教育事務所単位の状況の公表等)で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。
- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容及び別に定めるガイドラインに基づき公表された内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど

正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

- (イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に8.（5）ア（エ）を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

10. 留意事項

(1) 各教育委員会、学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

イ 調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

(ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

(エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

(カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

(キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。